

廃棄物海洋投入処分許可申請書

2024年3月11日

環境大臣 伊藤 信太郎 殿

申請者

住 所 茨城県水戸市笠原町 978-6

氏 名 茨城県知事 大井川 和彦

(法人にあっては名称及び代表者の氏名並びに住所)

第10条の6第1項 船舶
 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 ~~第18条の2第1項~~ の規定により、~~海洋施設~~ からの
 廃棄物海洋投入処分の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

△海洋投入処分をしようとする廃棄物の種類 一般水底土砂：波崎漁港における水底土砂で、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第10条第2項第5号ロの政令で定める基準に適合するもの。
 （詳細は別紙-1のとおり）

※許可の年月日 年 月 日

※許可番号

△廃棄物の海洋投入処分に
 関する実施計画
 に係る事項 許可日 ~ 2029年 月 日

廃棄物の海洋投入処分
 をしようとする期間 体積量 212,535 m³

海洋投入処分をしよう
 とする廃棄物の数量

単位期間において海洋
 投入処分をしようとする
 廃棄物の数量 許可日 ~ 翌年の許可日の前日 42,507 m³
 2025年 月 日~2026年 月 日 42,507 m³
 2026年 月 日~2027年 月 日 42,507 m³
 2027年 月 日~2028年 月 日 42,507 m³
 2028年 月 日~2029年 月 日 42,507 m³

廃棄物の排出海域

[1-1] 北緯 35° 53' 03" 東経 140° 52' 56"
 [1-2] 北緯 35° 53' 03" 東経 140° 53' 36"
 [1-3] 北緯 35° 52' 31" 東経 140° 52' 55"
 [1-4] 北緯 35° 52' 30" 東経 140° 53' 35"
 以上の4点に囲まれた海域

[2-1] 北緯 35° 54' 02" 東経 141° 16' 36"
 [2-2] 北緯 35° 54' 02" 東経 141° 17' 33"
 [2-3] 北緯 35° 53' 16" 東経 141° 16' 35"
 [2-4] 北緯 35° 53' 16" 東経 141° 17' 32"
 以上の4点に囲まれた海域
 （詳細は別紙-2のとおり）

廃棄物の排出方法 廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令（平成17年環境省令第28号）第6条第1項に規定する排出方法で実施し、航行中に排出しない。
 （詳細は別紙-3のとおり）

△廃棄物の排出海域の
 汚染状況の監視に関
 する計画に係る事項 監視の方法 別紙-4のとおり

監視の頻度 別紙-4のとおり

備考

- ※の欄には記入しないこと。
- △の欄にその記載事項のすべてを記載できないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

